

令和 4 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和4年第7回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱新旧対照表

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 要 綱	改 正 要 綱
<p>付 則</p> <hr/> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。 <u>(令和4年4月以降の食材費高騰に対する補助金の加算)</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以降の食材費高騰に対応するため、第4条に規定する学校給食費1食当たりの補助金の額に、4円を加算する。この場合において、加算額については、第8条第2項の規定にかかわらず、給食センターが調達する対象児童等に係る学校給食食材費に充当するものとする。</u></p>